

年 月 日

## 指定通知書の提出について

(特別徴収義務者控え)

近畿2府4県(兵庫・大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山)以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、新たに本市の取扱金融機関として指定する必要があります。右の「指定通知書」に必要事項を記入のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口提出してください。

なお、下欄にもご記入のうえ、控えとして保管願います。

既にご利用中の指定郵便局は、今年度も引き続きご利用できますので、指定通知書を提出する必要はありません。

所在地

名称 (株) ゆうちょ銀行 本店・支店郵便局

(株) ゆうちょ銀行 本・支店長様  
郵便局長様

加古川市長  
(公印省略)

ゆうちょ銀行及び郵便局

## 指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので、通知いたします。

記

- 許可又は承認番号 貯業2業159号
- 口座番号 01190-3-960053
- 加入者の名称 加古川市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター  
(郵便番号 539-8794)

キ  
リ  
ト  
リ